

議第49号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度までの間）における保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」といいます。）の一部改正（令和6年政令第13号による改正）等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 段階別保険料（保険料率）の改定

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者（65歳以上の者）が負担する保険料については、保険料基準額を、令和3年度から令和5年度までと同額の66,000円（第9期介護保険事業計画において推計した介護給付等対象サービスの見込量や第1号被保険者数の見込数等を基に算定）とします。

【参考】第9期介護保険事業計画における推計

ア 保険給付費等の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保険給付費	217.6億円	218.6億円	220.0億円	656.2億円
地域支援事業費	14.5億円	14.5億円	14.5億円	43.5億円
小計(a)	232.1億円	233.1億円	234.5億円	699.7億円
保健福祉事業費(b)	0.9億円	0.9億円	0.9億円	2.7億円
計(a+b)	233.0億円	234.0億円	235.4億円	702.4億円

イ 第1号被保険者数等の見込み

区分	令和6年	令和7年	令和8年	合計
第1号被保険者数	74,063人	73,133人	72,132人	219,328人
うち後期高齢者数	46,505人	47,032人	46,988人	140,525人

ウ 保険料基準額の算定

$$\frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{(第1号被保険者負担分相当額)} \\ (699.7\text{億円} \times 23\% + 2.7\text{億円}) - 17.5\text{億円} - 14.2\text{億円} \end{array} \right\}}{\begin{array}{l} \text{(調整交付金等充当額)} \\ \text{(介護給付費準備基金繰入額)} \end{array}} \div \begin{array}{l} \text{(予定保険料収納率)} \\ \text{(補正第1号被保険者数)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{(保険料基準額)} \\ 3\text{年} \end{array} \div 66,000\text{円}$$

※補正第1号被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階別加入割合で補正したもの

(2) 保険料段階及び保険料乗率の変更

保険料については、政令の一部改正に伴い、今後の給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制するため、保険料の段階及び乗率を次のように変更します。

現行			改正後		
段階	保険料率		段階	保険料率	
第1段階	(0.44) 0.24	(29,040円) 15,840円	第1段階	(0.41) 0.24	(27,060円) 15,840円
第2段階	(0.67) 0.42	(44,220円) 27,720円	第2段階	(0.62) 0.42	(40,920円) 27,720円
第3段階	(0.70) 0.65	(46,200円) 42,900円	第3段階	(0.655) 0.65	(43,230円) 42,900円
第4段階	0.75	49,500円	第4段階	0.75	49,500円
第5段階	1.00	66,000円	第5段階	1.00	66,000円
第6段階	1.10	72,600円	第6段階	1.10	72,600円
第7段階	1.25	82,500円	第7段階	1.25	82,500円
第8段階	1.50	99,000円	第8段階	1.50	99,000円
第9段階	1.60	105,600円	第9段階	1.60	105,600円
第10段階	1.70	112,200円	第10段階	1.70	112,200円
第11段階	1.85	122,100円	第11段階	1.85	122,100円
第12段階	2.00	132,000円	第12段階	2.00	132,000円
第13段階	2.15	141,900円	第13段階	2.15	141,900円
			第14段階	2.30	151,800円

(3) 保険料率の算定に関する基準の特例の廃止

平成30年度税制改正（令和2年1月1日施行分）に伴い、政令の一部が改正され、第1号被保険者のうち、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれているものの令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料率の算定において、給与所得控除後の給与所得及び公的年金等控除後の公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する特例が設けられていましたが、令和6年度以降においては、税制改正後の所得を基準所得金額として設定するため、当該特例措置は継続しないこととされました。

これに伴い、保険料の上昇を抑制するため、各段階に対する対象者の基準所得金額を次の表のとおり変更します。

段階	現行	変更後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 市民税非課税世帯で課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 	変更なし
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯で課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 	変更なし

第3段階	・ 市民税非課税世帯で課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	変更なし
第4段階	・ 市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）の人	変更なし
第5段階	・ 市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超）の人	変更なし
第6段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>125万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>135万円未満</u> の人
第7段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>125万円以上200万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>135万円以上210万円未満</u> の人
第8段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>200万円以上300万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>210万円以上310万円未満</u> の人
第9段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>300万円以上400万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>310万円以上410万円未満</u> の人
第10段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>400万円以上500万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>410万円以上510万円未満</u> の人
第11段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>500万円以上600万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>510万円以上610万円未満</u> の人
第12段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>600万円以上700万円未満</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>610万円以上710万円未満</u> の人
第13段階	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>700万円以上</u> の人	・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>710万円以上810万円未満</u> の人
第14段階		・ 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>810万円以上</u> の人

(4) 保健福祉事業で行う事業の追加

認知症は誰でもなり得る疾病であることを理解し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、呉市が保険者として行う保健福祉事業として次の事業を行うための規定を追加します。

ア 事業概要

(7) 聴力補助用具購入助成事業

認知症の進行を予防するため、聴力補助用具の購入金額の3分の2を助成する（上限額44,000円）。

(4) 認知症スクリーニング検診事業

認知症の早期発見及び重症化予防のため、認知症スクリーニング検診を実施する。

(ウ) 認知症事故救済事業

認知症の人が起こした事故の責任を本人やその介護者だけに負わせるのではなく、市が認知症事故救済保険（※）に加入し、認知症の人が安心して暮らせるようにサポートする。

イ 財源

第1号被保険者保険料 100パーセント

※ 認知症事故救済保険

対象者が損害賠償責任を伴う事故を起こした場合の相手方への賠償金や市民が被害を被った場合の当該市民への見舞金等に係る補償

3 施行期日

令和6年4月1日